

「保険が使える」に注意！

高額なサポート料が請求されることも

甘い言葉であなたを勧誘

「保険を使って

無料で

壊れた屋根や雨どいを
修理しませんか？」

電話

突然の訪問

チラシ

インターネット広告

勧誘方法はさまざまです

保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。

保険金の請求は手数料なしで行うことができます。

まずはご自身で契約している保険会社に連絡しましょう。

契約前に、契約内容をよく確認しましょう！

一度結んだ契約は簡単には解消できません。

契約前に内容を確認し、不安に感じたら消費生活相談窓口にご相談しましょう。

契約は慎重に！！

みんなで消費者トラブルを防ぐケロ！



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！